

奉納和歌と柿本社

小高道子

御所伝受においては、古今伝受終了後に和歌を奉納したことが知られている。和歌両神への奉納和歌については、鶴崎裕雄・神道宗紀両氏を中心にして翻刻・紹介がなされている。和歌両神といえは住吉大社と玉津嶋神社であるが、神道氏は、柿本社に奉納された和歌を翻刻紹介され、七回行われた古今伝受後奉納和歌のうち、最初の二回は和歌両神にのみ奉納され、柿本社には奉納されていないことが「腑に落ちない」として、柿本社への奉納和歌について考証された¹⁾。それでは、柿本社は、古くから住吉大社・玉津嶋神社と同様に、和歌の神様であったのであろうか。本稿では、柿本社と和歌両神について考察を加えた。

一 古今伝受の誓状

古今伝受は中世歌学における最奥の秘伝であったから、古今伝受を受ける門弟は、古今伝受の講釈が開始される前に、教わった師説を他に口外しないことを誓う誓状を提出した。この誓状には、誓うべき神々の名前が記されている。まず、三条西実隆などが提出した古今伝受の

誓状を検討したい。

三条西実隆が宗祇に提出した誓状（早稲田大学図書館蔵）古今相伝人数分量（

古今集事、伝説々更以不可有聊爾候儀、此旨私曲候者可背
両神天神之冥助者也。仍誓文如件
文明十九（1487）年四月十八日

細川幽齋が三条西実枝（三光院）に提出した誓状（宮内庁書陵部蔵）

古今集御伝受之事、二条家正嫡流為御門弟請御説之上者、永如親子不可存疎意候、於義理口伝故実、他言口外之儀、曾以不可在之候、又与他流令混乱、是非之褒貶禁制之段、如道之法度其旨候、将又御伝受之後、不蒙免許者、聞道説道之義、努々不可有聊爾候、若此条々令違背者、大日本国中神、祖神并天満天神、梵釈、四王、

殊和歌兩神之冥罰忽其身上二可罷蒙者也 仍誓状如件

元龜三（1572）年十二月六日

後水尾天皇と同時に古今伝受を受けた阿野実顕が智仁親王に提出した誓状と、後西院と同時に古今伝受を受けた日野弘資が後水尾院に提出した誓状が宮内庁書陵部に伝わるが、いずれも同文である。

三条西公国が細川幽齋に提出した誓状（宮内庁書陵部蔵）

古今集事、伝受之説、三光院被申置候以筋目、更不可有聊爾之近、

此旨私曲候者、可背、兩神天神冥如者也、仍誓文如件

天正七（1579）年六月十七日

これらの誓状を見ると、古今伝受を受ける門弟は、秘説を漏らさないことを「和歌兩神」をはじめとする神々に誓っていることがわかる。和歌兩神といえ、住吉大社と玉津嶋神社である。細川幽齋が三条西実枝に提出した誓状にも「殊和歌兩神」とある。この誓状は御所伝受においても使用されたから、少なくとも誓状が伝わる後水尾院から後西院への古今伝受までは、古今伝受は「和歌兩神」に誓うことによつて相伝されたことがわかる。

一 柿本人麻呂像

神道氏は柿本人麻呂像をかけて古今伝受が相伝されることを指摘し

て、人麻呂が歌神として尊崇される過程を考証された。氏は「細川家の至宝 珠玉の永青文庫コレクション」（平成二十丁二十四年、東京国立博物館・京都国立博物館 九州国立博物館）の図録にある「後水尾院より飛鳥井一位雅章卿へ古今御伝受之時神壇の図なり 依懇望令写之畢」と記された、いわゆる 古今伝受の図 の写真に人丸像が描かれていることについて、次のように記された。

この図で特筆すべきことは、図の上半分に描かれた祭壇に、「信実筆」（注略）と注記された柿本人麻呂の御影が掛けられていることである。これは、連歌会の折に会場の床の間などに祭壇を設えて菅原道真公の御影を掛けるのと同じ意図であろう（注略）。すなわち、江戸時代前期の堂上歌人たちは、人麻呂が歌神であり、古今伝受の一連の儀式には必須の神であることを知っていたこととなる。それであるのに、なぜ 第一節 表中 の古今伝受後法樂五十首が、柿本人麻呂には奉納されなかったのであろうか。前述のごとく、彼らは人麻呂は歌神であることは確かに承知していた。そして、室町時代後期の歌人三条西実隆が和歌の上達を人麻呂の御影の前で願ったように、彼らもまた個人的には上達を願って詠歌し、人麻呂に和歌を捧げていた。しかし、神社への奉納という段になると、人麻呂を祀る何処の社に奉納したらよいのか図り兼ねていたものと推察される。

古今伝受の際に人麻呂像をかけたことは、三条西実枝から細川幽齋への古今伝受においても行われたことが確認できる。古今伝受の様子

を記した。「古今伝受座敷模様」とする一通が、智仁親王により書写されて、儀式に使用された布・錦とともに宮内庁書陵部に伝わる。同書によると切紙の伝受は天正二年六月十七・十八日に細川氏伝来の勝龍寺城で行われた。東面には隆信筆の人丸像をかけ、正面に机を置いたという。こうした儀式は、「幽齋伝受之時、神道・儒道などの具を借用てせられし」と、三条西実枝の孫、三条西実条が中院通茂に語っている。

一 伝受之法、人丸之前・玉・太刀などそなへられるへし。法皇など机の大キサマテ、何ほと、一度ノ事例になる也。是毎度非如此之事。幽齋伝受之時、神道・儒道などの具ヲ借用てせられし也。必如此といふ事にて八なき也

切紙伝受を「神道・儒道の具を借用」して儀式にしたのは、三条西実枝から細川幽齋への古今伝受において始められたことで、それが後水尾法皇が伝える御所伝受においても行われたという。すると、古今伝受において人丸像をかけることは、三条西実枝が始めて、そのまま御所伝受において踏襲されたことになる。三条西実枝から細川幽齋への古今伝受においては、古今伝受に先立ち、受け継いだ秘説を心して継承することを「和歌両神」に誓う誓状を提出している。和歌両神に対しては「神」として誓状を提出し、柿本人麻呂に対しては「歌聖」としてその像をかけて儀式を行う。この時はまだ、和歌両神と柿本人麻呂に対する扱いが異なっていたといえよう。

玉津島神社には三十六歌仙の肖像と和歌を描いた「三十六歌仙額」がある。その筆頭が二条関白光平筆の柿本人麿であり、肖像画とともに「ほのくゝとあかしの浦の朝霧にしまかくれ行舟をしそ思ふ」の和歌が記されている。歌人または歌聖としてその肖像が和歌とともに歌神に揚げられているのである。このことから、近世初期においては柿本人麿は、まだ神にはなっていなかったといえよう。

三 人麻呂千年忌と神号授与

享保八年の人麻呂千年忌に、明石播磨と石見高津に祀る柿本人麻呂に神位と神号が授与されたことが指摘されている。神道氏は、これ以後の古今伝受後奉納和歌において、和歌両神のみならず柿本社にも古今伝受後和歌が奉納されていることについて「人麻呂を祀る何処の社に奉納したらよいか図り兼ねていたものと推察される」とされた。

しかしながら、それ以前の古今伝受においては、「和歌両神」に対して誓状を提出し、切紙伝受の儀式において人丸像をかける、と、両者に対する対応は異なっていた。古今伝受全体について、和歌両神に誓って継承する一方で、人丸像は、切紙伝受の儀式において、洗い米や太刀などとともに飾られたのである。古今伝受が「和歌両神」のもので継承された以上、古今伝受後奉納和歌は、和歌両神にのみ奉納されたのであろう。

ところが、享保八年には柿本社に「神位と神号」が与えられる。ここにおいて、柿本人麻呂は神になり、古今伝受後には和歌を奉納されるようになったのであろう。それまでにすでに神であり、和歌三神と

して和歌両神に並んでいたのであれば、享保八年に「神位と神号」を与えられることは必要なかったのではないだろうか。和歌両神と柿本社については、さらに検討する必要がある。

注

- (1) 「江戸時代前期における歌人たちの人麻呂意識―和歌三神奉納和歌からの考察」(『歌神と古今伝受』平30 和泉書院)。
- (2) 京都大学蔵『古今伝授日記』。引用は海野圭介・尾崎千佳「京都大学附属図書館蔵中院文庫本『古今伝授日記』解題・翻刻(一)〜(三)」(『上方文芸研究』一丁四 2005〜2007)による。
- (3) 住吉大社権禰宜小出英詞氏の御教示による。なお同額の写真が『紀州玉津島神社奉納和歌』(鶴崎裕雄・佐貫新造・神道宗紀編 玉津島神社刊 平4)に収められている。